

お客様 各位

軽微な変更届の手数料改定について

平成30年6月より軽微な変更届についても手数料を徴収させていただいておりますが、平成30年9月3日より下表の(1)欄に該当する場合に限り、同表(2)欄の手数料を徴収させていただくとし、下表に該当しない場合は、手数料を徴収しないことといたします。

表

(1)	(2)
分譲共同住宅におけるメニュープラン選択によるALVS再検討(10タイプ以上)	¥3,000
分譲共同住宅におけるメニュープラン選択によるALVS再検討(10タイプ未満)	¥2,000
変更項目が10項目以上の場合(上記を除く)	
省エネ適合判定通知書の交付を受けた物件における省エネ計画に関する軽微な変更 (軽微変更該当証明書の交付を受けたものを除く)	

平成30年8月吉日

建築検査機構株式会社